減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 [福島市作成]

種類	構造又は 用途	細目	耐用 年数 (年)
船舶	船舶法(明治三 十二年法律第 四十六号)第四 条から第十九 条までの適用 を受ける鋼船		
	漁船	総トン数が五百トン以上のもの	12
		総トン数が五百トン未満のもの	9
	油そう船	総トン数が二千トン以上のもの	13
		総トン数が二千トン未満のもの	11
	薬品そう船		10
	その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの	15
		総トン数が二千トン未満のもの	
		しゆんせつ船及び砂利採取船	10
		カーフェリー	11
	船舶法第四条 から第十九条 までの適用を 受ける木船	その他のもの	14
	漁船		6
	薬品そう船		8
	その他のもの		10
	船舶法第四条 から第十九条ま での適用を受け る軽合金船(他 の項に掲げるも のを除く。)		9
	船舶法第四条 から第十九条 までの適用を 受ける強化プラ スチック船		7
	船舶法第四条 から第十九条 までの適用を 受ける水中翼 船及びホバー クラフト		8
	その他のもの		
	鋼船	しゆんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8
		ひき船	10
		その他のもの	12

減価償却資産の耐用年数表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 [福島市作成]

種類	構造又は 用途	細目	耐用 年数 (年)
船舶	木船	とう載漁船	4
		しゆんせつ船及び砂利採取船	5
		動力漁船及びひき船	6
		薬品そう船	7
		その他のもの	8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4
		その他のもの	5